3　検察官は、拘置されている者を他の刑事施設に移したときは、直ちにその旨及びその刑事施設を法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所並びに拘置されている者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち拘置されている者の指定する者一人に通知しなければならない。

4　前項の場合には、第一項の規定を準用する。

（拘置についての準用規定・法第四百九十四条の八等）

第二百九十四条の八　第八十一条から第八十二条まで、第八十四条から第八十六条の二まで、第八十八条、第九十条、第百四十条、第百四十一条及び第百五十条の規定は、法第四百九十四条の五の規定による拘置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十一条第二項	法第八十二条第二項	法第四百九十四条の八第二項において読み替えて準用する法第八十二条第二項
第八十一条第二項及び第八十二条第二項	被告人	拘置されている者
第八十二条第三項	、弁護人及び補佐人並びに請求者	及び請求者
第八十五条	裁判所	法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所
第八十五条の二	被告人又は弁護人	拘置されている者
第八十五条の三第一項	法第八十四条第二項本文	法第四百九十四条の八第二項において読み替えて準用する法第八十四条第二項本文
第九十条	勾留されている被告人	拘置されている者
	被告人を出頭させる	拘置されている者を出頭させる
第百四十条、第百四十一条及び第百五十条	裁判官	法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所
第百四十条	記名押印	裁判長が、記名押印
第百五十条	被疑者	法第三百四十五条の二（法第四百四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者

［新設］